

総行行第361号
国不入企第9号
令和8年7月29日

熊本県主管部局長 殿
（入札契約担当課、財政担当課、会計担当課、市町村担当課扱い）
熊本市主管部局長 殿
（入札契約担当課、財政担当課、会計担当課扱い）

総務省自治行政局行政課長
（公印省略）

国土交通省不動産・建設経済局建設業課長
（公印省略）

令和8年熊本地震の被災地域における建設工事等の適正な入札及び契約について

令和8年熊本地震の被災地域においては、災害復旧工事等（災害応急対策、災害復旧に関する工事及び調査・設計・測量等をいう。以下同じ。）について、その手続の透明性・公正性等にも配慮しつつ、相当数の事業に係る入札及び契約を短期において集中的に行う必要が生じます。

また、災害復旧工事等以外の被災地域における建設工事等（調査・設計・測量等を含む。）については、調達環境の変化や作業条件の制約等が起こることが見込まれる中でも、円滑かつ適切な執行を図ることが重要です。

そのため、当面の災害復旧工事等の入札及び契約についての基本的な考え方を下記のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

各都道府県におかれては、被災地の状況にも配慮しつつ、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対して周知願います。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1. 入札及び契約の方法

災害復旧工事等の入札及び契約については、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（令和6年12月13日閣議決定。以下「適正化指針」という。）第2-2-（1）④において、緊急性に応じて適切な入札及び契約の方法を選択するものとしてとされていることから、次に掲げる留意事項を踏まえた上で、適切な方法を選択すること。

なお、国土交通省において、迅速性が求められる災害復旧や復興における随意契約や指名競争方式等の適用の考え方や手続にあたっての留意点や工夫等をまとめた「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」（令和7年4月改正）や、「発注関係事務の運用に関する指針」（令和7年2月3日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ）の「Ⅲ．災害時における対応」についても、適宜参考とすること。

- （1）発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、がれき撤去、堤防等の河川管理施設等の応急復旧事業や、孤立集落の解消のための橋梁復旧等、緊急度が極めて高い本復旧事業については、被害の最小化や至急の原状復旧の観点から、緊急の必要により競争入札に付することができないものとして、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定に基づき随意契約をすることができるものであり、適宜これを活用すること。
- （2）（1）以外の当面の災害復旧工事等については、早期の復旧・復興に向け、できる限り早く事業に着手する必要があることから、指名競争入札又は可能な限り手続に要する期間を短縮した一般競争入札によることも可能であること。

2. 復旧・復興建設工事共同企業体の適切な活用

復旧・復興建設工事共同企業体（以下「復旧・復興JV」という。）については、適正化指針第2-2-（1）⑥において、大規模災害の被災地域における施工体制の確保を図る場合に活用することとされていることから、技術者・技能者の不足や建設工事需要の急増等への対応として、被災地域の地元の建設企業の施工力を強化するために必要な場合には、適宜これを活用すること。

なお、復旧・復興JVの活用にあたっては、共同企業体運用準則（「共同企業体の在り方について」（昭和62年8月17日付け建設省中建審発第12号、最終改正令和4年5月20日付け国土交通省中建審第6号）第二）や「復旧・復興建設工事共同企業体の取扱いについて」（令和4年7月29日国不入企第24号）を踏まえ各団体において共同企業体運用基準を策定・公表し、これに基づき適切に運用すること。

3. 配慮が必要な事項

（1）手続の簡素化・迅速化

災害発生後の復旧にあたっては、早期かつ確実な施工が可能な者を短期間で選定し、復旧作業に着手することが求められる。そのため、災害復旧工事等の発注については、総合評価落札方式による場合の手続期間の短縮や必要書類の縮減など、入札及び契約の手続を迅速化・簡素化すること。

（2）透明性・公正性の確保

災害復旧工事等の発注については、随意契約や指名競争入札の活用、手続の簡素化・迅速

化等を図った場合においても、適正化指針を踏まえ以下の点などに留意し、入札及び契約の透明性・公正性の確保に努めること。

- ① 入札監視委員会等の活用など入札及び契約手続の事後チェックにも留意すること。
- ② 指名競争入札により行う場合には、あらかじめ指名基準を策定・公表するとともに、指名業者名は契約締結後の公表とすること。

(3) 適切な予定価格の設定等

被災地域では、調達環境の変化や作業条件の制約等により、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でない場合が考えられることから、災害復旧工事等を含む建設工事等を発注するに当たっては、適正化指針第2-4-(1)を踏まえ、見積書を積極的に活用して積算する等、施工地域の実態に即した実勢価格等を機動的に把握し、適切な予定価格の設定に努めること。

また、工事費の精算に当たっても、直接工事費の材料単価の変動については、いわゆる単品スライド条項を適切に実施するとともに、遠隔地からの建設資材調達や地域外からの労働者確保に伴う設計変更による請負代金額の変更等、適切な支払いに努めること。

(4) ダンピング対策の徹底

ダンピング受注の排除を徹底するため、「ダンピング対策の更なる徹底に向けた低入札価格調査基準及び最低制限価格の見直し等について」（令和4年3月9日付け総行行第77号・国不入企第38号）を踏まえ、最低制限価格制度、低入札価格調査制度などを適切に活用すること。なお、最低制限価格制度を用いることができない工事等については、低入札価格調査制度における数値的失格判断基準の活用も検討すること。

(5) 特定調達契約の対象となる災害復旧工事等の取扱い

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される特定調達契約の対象となる災害復旧工事等については、緊急性の高いものとして同令第11条第1項の規定等に基づき随意契約とする場合を除き、次に掲げる事項に留意すること。

- ① 一般競争入札における参加資格として地域要件を設定できないこと（同令第5条）。
- ② 最低制限価格制度を用いることができないこと（同令第9条）。
- ③ 入札期日の前日から起算して40日前に入札公告を行う必要があるが、急を要する場合においては10日前までに短縮できること（各都道府県・指定都市の財務会計規則）。

(6) 被災者の雇用の促進

適正化指針を踏まえ、工事の性質等、建設労働者の確保、建設資材の調達等を考慮して地域の建設業者を活用することにより円滑かつ効率的な施工が期待できる工事については、被災者の雇用の促進に資する観点からも、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、近隣地域内における工事实績や事業所の所在等を競争参加資格や指名基準とする、いわゆる地域要件を適切に設定すること。

(7) その他

被災地においては、復旧事業による工事量増大に伴う交通誘導員のひっ迫等により、その十分な確保が困難となり、円滑な施工に支障を来す恐れがあることから、「交通誘導員の円滑な確保について」（平成29年6月8日付け総行行第131号・国土入企第2号）を踏まえ、

交通誘導員の円滑な確保と効率的な活用について、発注者として柔軟な対応に努めること。

4. 他の発注者との調整

災害復旧工事等の発注については、適正化指針第2－2－（1）④において、発注者は、他の発注者との連携を図るよう努めることとされていることから、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るため、国や他の地方公共団体その他の発注者と情報交換等を行うこと。

国土交通省直轄事業における
災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル

令和3年4月
(令和5年12月改正)
(令和7年4月改正)

目次

はじめに	1
1. 適切な入札契約の実施	1
2. 一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い	1
3. 工事等の一時中止措置について	2
4. 災害復旧工事等の前金払の取扱いについて	3
5. 被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について	4
6. 他の発注者との調整等について	4
7. 被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用	4
8. その他	5
参考	6

はじめに

災害が発生した際には、被災地の一日も早い復旧・復興のため、災害復旧に関する工事及び業務（以下「工事等」という。）、その他の所管事業の迅速かつ確実な執行が求められ、入札契約手続その他において平常時と異なる対応が必要となることがあり、これまでも、大規模災害時等において都度通知しているところであるが、その内容のより確実な実施及び周知のため、統合し整理したものが本マニュアルである。

直轄事業においては、各年度における事業執行に係る通知等によることを基本としつつ、災害発生時には本マニュアルに沿って遺漏なきよう対応されたい。

1. 適切な入札契約の実施

災害復旧工事等の入札契約については、令和6年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第7条第1項第4号において、随意契約又は指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めるとされており、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ。令和7年2月3日改正。）及び「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号）等に基づき、早期かつ確実な施工又は履行が可能な者を短期間で選定し、災害復旧工事等に着手するため、工事等の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手が選定できるように努められたい。

なお、災害発生直後から一定の間に対応が必要となる、緊急性が高い災害復旧に関する災害状況の把握や応急復旧に係る業務については、業務発注における管理技術者等（建設コンサルタント業務における管理技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び補償コンサルタント業務における主任担当者をいう。）の手持ち業務量の制限を理由に受注者の選定から除外することを要しないものとする。

ただし、通常の業務の入札契約手続においては、上記により契約した業務であっても通常の運用どおり手持ち業務量の制限において考慮することとする。

また、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の一部改定について（令和3年3月26日付け国会公契第60号、国官技第358号、国営整第212号、国北予第69号）により手持ち業務量の制限が従来の「4億円程度」から「5億円程度」に見直されているので、これについても認識のうえ、適切に運用されたい。

2. 一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い

災害復旧工事の入札契約については、「一般競争入札方式の手続について」（令和 5 年 12 月 27 日付け国会公契第 22 号、国官技第 272 号、国営計第 130 号）、「一般競争入札方式の手続について」（令和 5 年 12 月 22 日付け国港総第 521 号、国港技第 86 号）等に基づく一般競争入札方式の手続の運用の標準的日数については、これを短縮しても差し支えない。

また、大規模災害時において必要と認められた場合は、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成 26 年 2 月 6 日付け国地契第 61 号、国官技第 256 号、国営計第 110 号、国北予第 39 号）又は「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成 26 年 3 月 11 日付け国港総第 555 号、国港技第 117 号）のうち、入札書及び技術資料の同時提出については、当該通達を適用しなくても差し支えない。

なお、これらの場合であっても、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 74 条の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前（政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）その他の国際約束（以下「政府調達協定」という。）の対象工事については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）第 5 条第 1 項の規定により 40 日前）に公告しなければならないが、急を要する場合においては 5 日前（政府調達協定の対象工事については 10 日前）までに短縮することができることに留意するものとする。

3. 工事等の一時中止措置について

災害発生時には、工事目的物等に損害が生じ又は工事現場の状態が変動したこと等により工事又は業務を施工又は履行できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。

そのため、災害発生時においては、その時点で施工中又は履行中の工事等に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱うこと。

工事等の契約は、工事請負契約書（以下「工事契約書」という。）及び土木設計業務等委託契約書（以下「業務契約書」という。）等に基づき実施しているところであるが、各発注者においては、工事契約書第 20 条又は業務契約書第 20 条等の規定の趣旨に則り、受注者に対する工事等の一時中止措置を以下のとおり適切に行うものとする。

(1) 施工できなくなった工事に係る一時中止

工事目的物等に損害が生じ又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、工事契約書第 20 条第 1 項に基づき、工事一時中止を行うこと。

(2) 当面の災害復旧対策を優先して行うための工事の一時中止

当面の災害復旧対策には、資機材等の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠であることから、優先度の高い災害復旧の調査・設計、工事への対応が必要であり、施工

中の受注者がこれらを行う必要があると認められる場合には、施工中の工事が被災していない場合においても災害復旧を優先して行うことができるよう、受注者の意向も踏まえ、一時中止を行うこと。

上記（１）、（２）は、業務についても工事に準じて取り扱うものとする。

４．災害復旧工事等の前金払の取扱いについて

災害発生時には、被災地域において迅速な災害復旧工事等の実施が求められるが、災害復旧工事等を円滑に着手・実施するに当たって必要となる人員・資機材等の確保を図るためには、前金払の推進による資金供給が重要であり、災害復旧工事等を実施する建設業者等に対して、できる限り速やかに前金払を実施できるようにすることが重要である。

従来、前払金の支払手続は、前払金保証証書の原本を発注者に寄託することを条件に、工事契約書又は業務契約書等の取交し後に前払金保証がなされ、前払金の支払が行われているところである。

大規模災害時には、国土交通省から保証事業会社に対する円滑な手続への協力要請を踏まえ、前払金保証証書の原本の寄託が困難又は工事契約書又は業務契約書等の取交し以前であっても、次に示す方法により前払金の支払手続を行うことができることとなるので、この場合には災害復旧工事等を実施する建設業者等に対して周知するとともに、当該建設業者等の意向を踏まえて積極的に活用されたい。

（１）災害復旧工事の暫定契約書の交付

工事契約書の取交し前に前払金の支払手続を行うためには、工事の名称、契約金額（概算）、前金払の額、請負契約日（協議成立日）及び工期（暫定期間等）が確認できる書類が必要である。このため、災害復旧工事において、時間的余裕がなく、工事契約書の取交しが後日となる場合には、速やかに「災害復旧事業等の暫定契約書」（別紙１）を２部作成の上、１部を契約業者に対して交付されたい。

（２）事務処理の迅速化・弾力化

契約業者が発注者に提出する前払金保証証書については、国土交通省から保証事業会社に対する円滑な手続への協力要請により、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しが適宜の方法で発注者に対して送付されることとなるので、このような際には、契約業者からの証書原本の提出を待つことなく、保証事業会社から送付された写しを用いて、前金払に係る支払手続を行っても差し支えないものとする。

なお、上記（１）（２）は、建設コンサルタント業務等においても同様の対応を行うことができ

るものとし、業務契約書等の取交しが後日となる場合には、別紙 2 を 2 部作成の上、1 部を契約業者に対して交付されたい。

5. 被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について

直轄工事の予定価格の作成については、工事の施工条件等を十分考慮するとともに、必要に応じ見積を活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適正に決定すること等を通知しているところであり、被災地域においても適切に対応されたい。

特に、調達環境の変化により市場価格の設定が困難な建設資材や作業条件の制約などから、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でないと考えられる場合には、建設資材等の設計単価（歩掛を含む。）については、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な予定価格の決定を図られたい。

また、受注者に対し、工事請負契約書第 26 条「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に基づく対応が可能となる場合があることを周知するとともに、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」及び「地域外からの労働者確保に要する設計変更」など、適正な支払いとなるように努めること。

6. 他の発注者との調整等について

災害復旧工事等の発注については、品確法第 7 条第 5 項において、他の発注者との連携を図るよう努めるとされているところであり、被災地全体の復旧・復興に資するよう、工事等について随意契約を行う際等には受注者側の履行体制に問題が無いかの確認等も行いつつ、被災地の発注者協議会の場などを活用して他の発注者と情報交換等を行い、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るとともに、被災地全体の資機材、労働者等の確保に支障が生じないよう配慮すること。

7. 被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用

被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、公共工事の目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者を活用するよう努めるものとする。

例えば、大規模災害発生時における公共土木施設等の被災又は変状等の情報の迅速な収集等を支援するボランティアとして活動するため、公共土木施設等の整備・管理等についての経験を有し、被害状況等についての一定の把握ができる等の知識を有する者を登録する「防災エキスパート」制度の活用が考えられるので、適切に対応すること。

8. その他

災害復旧工事等の迅速かつ確実な執行に当たって支障等がある場合は、適宜本省担当課に相談するものとする。

本マニュアルに示した対応は、既往の災害時にとった対応を踏まえた基本的なものであり、災害の状況等によっては、これらに加えて特例的な対応等を行うこともあるので、災害時に別途発出される通知等は遺漏なく確認すること。

本マニュアルの内容は、実際の災害時の対応等を踏まえ、必要に応じて、適時見直すものである。

参考

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）【抄】

（基本理念）

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2～6 （略）

8 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等（以下、「災害応急対策工事等」という。）が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

9～15 （略）

（発注者等の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一～二 （略）

三 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害その他の特別な事情により通常の前積の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により前積を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

四 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

五～九十五 （略）

2～4 （略）

5 発注者は、災害応急対策工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体（第二十六条及び第三十一条において単に「建設業者団体」という。）その他の者との災害応急対策工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

6 発注者は、災害応急対策工事等の迅速かつ円滑な実施に資するため、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者を活用するよう努めなければならない。

7 （略）

発注事務に関する運用指針【抄】

(令和 7 年 2 月 3 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議決定)

Ⅲ. 災害時における対応

1 工事

1-1 災害時における入札契約方式の選定

災害時の入札契約方式の選定に当たっては、工事の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、書面での契約を行う。

災害発生後の緊急対応に当たっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

(随意契約)

発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧などの緊急性が高い災害復旧に関する工事等は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項又は地方自治法施行令第 167 条の 2）を活用するよう努める。契約の相手方の選定に当たっては、被災地における維持工事等の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

(指名競争入札)

災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであって、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものにあつては、指名競争入札（会計法第 29 条の 3 第 3 項又は地方自治法施行令第 167 条）を活用するよう努める。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事の施工実績、手持ち工事の状況、応急復旧工事の施工実績等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

また、必要に応じて品質確保のため施工能力を評価する総合評価落札方式を適用する。

(一般競争入札)

入札参加資格要件の設定に当たっては、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び成績や地域要件などを適切に設定するとともに、総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、災害応急対策等の実績を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。また、競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事においては、手続期間を考慮した上で、必要に応じて、段階的選抜方式の活用にも努める。

1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

災害応急対策や災害復旧に関する工事の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

(1) 確実な施工確保、不調・不落対策

(実態を踏まえた積算の導入等)

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に予定価格を設定する。遠隔地から労働力や資材・機材等を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

災害復旧・復興による急激な工事量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じる場合には、不調・不落の発生状況を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、必要に応じて復興係数や復興歩掛を設定又は活用する等、実態を踏まえた積算を実施するよう努める。また、必要に応じて、不調随契や不落随契の活用も検討する。

(保険料の積算への反映)

作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても必要に応じて的確に積算に反映する。

(指名競争入札におけるダンピング対策等)

低入札による受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることが懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、指名競争入札を適用する場合は、状況を丁寧に把握した上で、確実かつ円滑な施工ができる者のみを対象とすることなどを検討する。

(前払金限度額の引き上げ等)

復旧事業を円滑に実施するために必要となる労働力や資材・機材等の確保を図るため、速やかに受注者へ前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら、前払金限度額の引き上げ等の適切な対応を実施するよう努める。

(2) 発注関係事務の効率化

(一括審査方式の活用)

発注者と競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避して、技術者や資材が確保された施工体制を整えている複数の企業により確実かつ円滑な施工が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用するよう努める。

(3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保

(共同企業体等の活用)

工事規模の大型化や工事量の急増により、単体での施工が可能な企業数が相対的に減少することもある場合には、必要に応じて地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制を安定確保するために結成される地域維持型建設共同企業体や事業協同組合等を活用するよう努める。

また不足する技術者・技能労働者を広域的な観点から確保し、被災地域における迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、施工力・体制を強化するため、必要に応じて、災害からの迅速な復旧・復興に資する事業のために必要な能力を有する建設企業と地域の建設企業により結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用するよう努める。

(参加可能額の拡大)

担い手の確保と発注ロットの大型化による早期の復旧の実現という双方の観点から、今後の等級別の発注の見通しも踏まえ、必要に応じて、等級ごとのバランスに配慮しつつ、工事価格帯の上限を引き上げる措置の実施を検討する。

(4) 迅速な事業執行

(政府調達協定対象工事における適用)

平常時における政府調達に関する協定（以下「WTO 協定」という。）の対象工事は、一般競争入札（公開入札）に付することが原則となるが、災害時、緊急の必要により競争に付することができない復旧工事は、必要に応じて、WTO 協定第 13 条を踏まえた随意契約（限定入札）を適用し、早期復旧を実施するよう努める。

(WTO 協定の対象工事における手続日数の短縮)

WTO 協定の対象工事は、一般競争入札にあっては入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に官報により公告することとされているが、急を要する場合は、その期間を 10 日に短縮することも認められていることから、現地の状況を踏まえ適切な手続期間を設定する。

(5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

(事業促進 PPP 等による民間事業者のノウハウの活用)

災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督など一連の災害対応を迅速かつ的確に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP 方式※や CM 方式※等による民間事業者のノウハウを活用するよう努める。

特に大規模な災害において、発注者のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るとともに、事業費の適切な管理や地元建設企業の活用というニーズにも対応しつつ事業を実施する場合には、東日本大震災の復興市街地整備事業において実施された復興 CM 方式を必要に応じて参考とする。

※ Public Private Partnership の略

※ Construction Management の略

※参考：「東日本復興 CM 研究会の検証と今後の活用に向けた研究会報告書」(H29. 3)

(技術提案・交渉方式)

復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ（ECI 方式※）等の技術提案・交渉方式を適用するよう努める。

※ Early Contractor Involvement の略

(工事の一時中止)

災害発生時には、工事目的物等に損害が生じ、又は工事現場の状態が変動したこと等により工事を施工できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。そのため、災害発生時には、その時点で施工中の工事に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。また、被災地域外においても、災害復旧対策の支援を実施するに当たり、技術者の確保など、各企業の協力が不可欠であることから、災害発生時には、受注者の意向も踏まえ、施工中の工事に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。

2 測量、調査及び設計

2-1 災害時における入札契約方式の選定

災害時の入札契約方式の選定に当たっては、業務の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。

災害協定の締結状況や履行体制、地理的状況、業務実績等を踏まえ、最適な契約相手を選定するとともに、書面での契約を行う。

災害発生後の緊急対応に当たっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な履行が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、業務の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

(随意契約)

緊急点検、災害状況調査、航空測量等、発災後の状況把握や、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、ライフラインの復旧、官公庁施設や学校施設の復旧などの緊急性が高い災害復旧に関する工事等に係る業務は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約（会計法第 29 条の 3 第 4 項又は地方自治法施行令第 167 条の 2）を活用するよう努める。

契約の相手方の選定に当たっては、災害地における業務の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での 53 業務実績等を勘案し、早期かつ確実な業務の履行の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、履行体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

(指名競争入札)

災害復旧に関する業務のうち、随意契約によらないものであって、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事に係る業務など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものにあつては、指名競争入札（会計法第 29 条の 3 第 3 項又は地方自治法施行令第 167 条）を活用するよう努める。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似業務の実績、手持ち業務の状況、緊急調査の実施状況等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

(一般競争入札)

入札参加資格要件の設定に当たっては、業務の内容、地域の実情等を踏まえ、業務の経験及び成績や地域要件などを適切に設定する。

2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

発災後の状況把握や災害応急対策、災害復旧に関する業務の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

(1) 確実な履行確保、不調・不落対策

(実態を踏まえた積算の導入)

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に価格を設定する。また、遠隔地から資材・機材の調達や技術者を確保する必要がある場合など発注準備段階において作業条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

(保険料の積算への反映)

作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等を被った場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する業務の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても、必要に応じて的確に積算に反映する。

(指名競争入札におけるダンピング対策等)

低入札による受注は、業務の手抜き、再委託先へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることを懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、指名競争入札を適用する場合は、状況を丁寧に把握した上で、確実かつ円滑な履行ができる者のみを対象とすることなどを検討する。

(前払金限度額の引き上げ等)

業務を円滑に実施するために必要となる労働力や資材・機材等の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら、前払金限度額の引き上げ等の適切な対応を実施するよう努める。

(2) 発注関係事務の効率化

(一括審査方式の活用)

発注者と競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避して、技術者が確保された履行体制を整えている複数の企業により確実かつ円滑な業務の履行が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用するよう努める。

(3) 迅速な事業執行

(WTO 協定の対象業務における適用)

WTO 協定の対象業務のうち、発災後の状況把握や、災害時、緊急の必要により競争に付することができない業務は、必要に応じて、WTO 協定第 13 条を踏まえた随意契約（限定入札）を適用し、早期復旧を実施するよう努める。

(4) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

(事業促進 PPP 等による民間事業者のノウハウの活用)

災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、業務の指導・調整、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督・検査など一連の災害対応を迅速かつ円滑に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP 方式や CM 方式等による民間事業者のノウハウを活用するよう努める。

特に大規模な災害において、発注者のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るとともに、事業費の適切な管理や地元建設企業の活用というニーズにも対応しつつ事業を実施する場合には、東日本大震災の復興市街地整備事業において実施された復興 CM 方式を必要に応じて参考とする。

(技術提案・交渉方式)

復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ (ECI 方式) 等の技術提案・交渉方式を適用するよう努める。

(業務の一時中止)

災害発生時には、現場の状態が変動したこと等により業務を履行できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。そのため、災害発生時には、その時点で履行中の業務に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。また、被災地域外においても、災害復旧対策の支援を実施するに当たり、技術者の確保など、各企業の協力が不可欠であることから、災害発生時には、受注者の意向も踏まえ、履行中の業務に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

(災害協定の締結)

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結に当たっては、災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

(他の発注者との連携)

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧に当たっても地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。復旧の担い手となる地域企業等による円滑な施工確保対策についても、特定の発注者のみが措置を講じるのではなく、必要に応じて地域全体として取り組む。

地域の状況を踏まえ、必要に応じて、発注機関や各種団体が円滑な施工確保のための情報共有や対応策の検討等を行う場を設置する。

(被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用)

被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、発注者は、公共工事の目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者を活用するよう努める。

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン（令和7年4月）（リンク）



https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000082.html

（国土交通省ウェブサイトに掲載）

国会公契第 4 号
国官技第 58 号
国官総第 6 号
国営管第 58 号
国営計第 18 号
国港総第 46 号
国港技第 5 号
国空予管第 42 号
国空空技第 19 号
国空交企第 14 号
国北予第 10 号
令和 3 年 4 月 22 日

最終改正 令和 7 年 4 月 1 日 国会公契第 51 号
国官技第 582 号
国官総第 335 号
国営管第 644 号
国営計第 175 号
国港総第 802 号
国港技第 131 号
国空予管第 1866 号
国空空技第 591 号
国空交企第 487 号
国北予第 38 号

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
	港湾空港部長	殿
北 海 道 開 発 局	事業振興部長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国土技術政策総合研究所	総 務 部 長	殿
	管理調整部長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿

国土交通省

大臣官房会計課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房公共事業調査室長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局航空ネットワーク部空港技術課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長
(公 印 省 略)

直轄事業における災害発生時の入札・契約等に関する対応について

令和3年度国土交通省所管事業の執行については、「令和3年度国土交通省所管事業の執行について」（令和3年4月1日付け国会公第157号）及び「令和3年度における国土交通省直轄事業の入札及び契約に関する事務の執行について」（令和3年4月1日付け国官総第213号、国会公契第64号、国官技第389号、国営管第574号、国営計第160号、国北予第80号）に基づき実施されているが、災害が発生した際には、被災地の一日も早い復旧・復興のため、災害復旧に関する工事や業務、その他の所管事業の迅速かつ確実な執行が求められ、入札契約手続きその他において平常時と異なる対応が必要となる場合があり、過去の大規模災害時等において必要な事項等を通知してきたところである。

今般、災害時における入札・契約等に関する対応の留意点等について、より確実な実施を期するため、別添の通り対応マニュアルをとりまとめたので、周知する。

直轄事業の執行に当たっては、事業執行に係る通知等によることを基本としつつ、災害発生時には本マニュアルの内容を踏まえ、適切に対応されたい。

国土交通省直轄事業における
災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル

令和３年４月
(令和５年１２月改正)
(令和７年４月改正)

目次

はじめに	1
1. 適切な入札契約の実施	1
2. 一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い	1
3. 工事等の一時中止措置について	2
4. 災害復旧工事等の前金払の取扱いについて	3
5. 被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について	4
6. 他の発注者との調整等について	4
7. 被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用	4
8. その他	5
参考	6

はじめに

災害が発生した際には、被災地の一日も早い復旧・復興のため、災害復旧に関する工事及び業務（以下「工事等」という。）、その他の所管事業の迅速かつ確実な執行が求められ、入札契約手続その他において平常時と異なる対応が必要となることがあり、これまでも、大規模災害時等において都度通知しているところであるが、その内容のより確実な実施及び周知のため、統合し整理したものが本マニュアルである。

直轄事業においては、各年度における事業執行に係る通知等によることを基本としつつ、災害発生時には本マニュアルに沿って遺漏なきよう対応されたい。

1. 適切な入札契約の実施

災害復旧工事等の入札契約については、令和6年に改正された公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）第7条第1項第4号において、随意契約又は指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めるとされており、「発注関係事務の運用に関する指針」（平成27年1月30日公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議申合せ。令和7年2月3日改正。）及び「災害復旧における適切な入札契約方式の適用ガイドラインについて」（平成29年7月7日付け国地契第11号、国官技第84号、国営計第39号）等に基づき、早期かつ確実な施工又は履行が可能な者を短期間で選定し、災害復旧工事等に着手するため、工事等の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し、最適な契約相手が選定できるように努められたい。

なお、災害発生直後から一定の間に対応が必要となる、緊急性が高い災害復旧に関する災害状況の把握や応急復旧に係る業務については、業務発注における管理技術者等（建設コンサルタント業務における管理技術者、測量又は地質調査業務における主任技術者及び補償コンサルタント業務における主任担当者をいう。）の手持ち業務量の制限を理由に受注者の選定から除外することを要しないものとする。

ただし、通常の業務の入札契約手続においては、上記により契約した業務であっても通常の運用どおり手持ち業務量の制限において考慮することとする。

また、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」の一部改定について（令和3年3月26日付け国会公契第60号、国官技第358号、国営整第212号、国北予第69号）により手持ち業務量の制限が従来の「4億円程度」から「5億円程度」に見直されているので、これについても認識のうえ、適切に運用されたい。

2. 一般競争入札方式の実施に当たっての取扱い

災害復旧工事の入札契約については、「一般競争入札方式の手続について」（令和 5 年 12 月 27 日付け国会公契第 22 号、国官技第 272 号、国営計第 130 号）、「一般競争入札方式の手続について」（令和 5 年 12 月 22 日付け国港総第 521 号、国港技第 86 号）等に基づく一般競争入札方式の手続の運用の標準的日数については、これを短縮しても差し支えない。

また、大規模災害時において必要と認められた場合は、「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成 26 年 2 月 6 日付け国地契第 61 号、国官技第 256 号、国営計第 110 号、国北予第 39 号）又は「高知県内の入札談合事案を踏まえた入札契約手続の見直しの実施について」（平成 26 年 3 月 11 日付け国港総第 555 号、国港技第 117 号）のうち、入札書及び技術資料の同時提出については、当該通達を適用しなくても差し支えない。

なお、これらの場合であっても、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 74 条の規定により、入札期日の前日から起算して少なくとも 10 日前（政府調達に関する協定（平成 7 年条約第 23 号）その他の国際約束（以下「政府調達協定」という。）の対象工事については、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和 55 年政令第 300 号）第 5 条第 1 項の規定により 40 日前）に公告しなければならないが、急を要する場合においては 5 日前（政府調達協定の対象工事については 10 日前）までに短縮することができることに留意するものとする。

3. 工事等の一時中止措置について

災害発生時には、工事目的物等に損害が生じ又は工事現場の状態が変動したこと等により工事又は業務を施工又は履行できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。

そのため、災害発生時においては、その時点で施工中又は履行中の工事等に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱うこと。

工事等の契約は、工事請負契約書（以下「工事契約書」という。）及び土木設計業務等委託契約書（以下「業務契約書」という。）等に基づき実施しているところであるが、各発注者においては、工事契約書第 20 条又は業務契約書第 20 条等の規定の趣旨に則り、受注者に対する工事等の一時中止措置を以下のとおり適切に行うものとする。

(1) 施工できなくなった工事に係る一時中止

工事目的物等に損害が生じ又は工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、工事契約書第 20 条第 1 項に基づき、工事一時中止を行うこと。

(2) 当面の災害復旧対策を優先して行うための工事の一時中止

当面の災害復旧対策には、資機材等の調達や技術者の確保など、建設企業の協力が不可欠であることから、優先度の高い災害復旧の調査・設計、工事への対応が必要であり、施工

中の受注者がこれらを行う必要があると認められる場合には、施工中の工事が被災していない場合においても災害復旧を優先して行うことができるよう、受注者の意向も踏まえ、一時中止を行うこと。

上記（１）、（２）は、業務についても工事に準じて取り扱うものとする。

４．災害復旧工事等の前金払の取扱いについて

災害発生時には、被災地域において迅速な災害復旧工事等の実施が求められるが、災害復旧工事等を円滑に着手・実施するに当たって必要となる人員・資機材等の確保を図るためには、前金払の推進による資金供給が重要であり、災害復旧工事等を実施する建設業者等に対して、できる限り速やかに前金払を実施できるようにすることが重要である。

従来、前払金の支払手続は、前払金保証証書の原本を発注者に寄託することを条件に、工事契約書又は業務契約書等の取交し後に前払金保証がなされ、前払金の支払が行われているところである。

大規模災害時には、国土交通省から保証事業会社に対する円滑な手続への協力要請を踏まえ、前払金保証証書の原本の寄託が困難又は工事契約書又は業務契約書等の取交し以前であっても、次に示す方法により前払金の支払手続を行うことができることとなるので、この場合には災害復旧工事等を実施する建設業者等に対して周知するとともに、当該建設業者等の意向を踏まえて積極的に活用されたい。

（１）災害復旧工事の暫定契約書の交付

工事契約書の取交し前に前払金の支払手続を行うためには、工事の名称、契約金額（概算）、前金払の額、請負契約日（協議成立日）及び工期（暫定期間等）が確認できる書類が必要である。このため、災害復旧工事において、時間的余裕がなく、工事契約書の取交しが後日となる場合には、速やかに「災害復旧事業等の暫定契約書」（別紙１）を２部作成の上、１部を契約業者に対して交付されたい。

（２）事務処理の迅速化・弾力化

契約業者が発注者に提出する前払金保証証書については、国土交通省から保証事業会社に対する円滑な手続への協力要請により、郵便事情の悪化等を踏まえ、急を要する場合には保証事業会社から発注者に事情説明の上、直接同証書の写しが適宜の方法で発注者に対して送付されることとなるので、このような際には、契約業者からの証書原本の提出を待つことなく、保証事業会社から送付された写しを用いて、前金払に係る支払手続を行っても差し支えないものとする。

なお、上記（１）（２）は、建設コンサルタント業務等においても同様の対応を行うことができ

るものとし、業務契約書等の取交しが後日となる場合には、別紙 2 を 2 部作成の上、1 部を契約業者に対して交付されたい。

5. 被災地域での建設工事等における予定価格の適切な設定等について

直轄工事の予定価格の作成については、工事の施工条件等を十分考慮するとともに、必要に応じ見積を活用することなどにより積算し、その結果を尊重して適正に決定すること等を通知しているところであり、被災地域においても適切に対応されたい。

特に、調達環境の変化により市場価格の設定が困難な建設資材や作業条件の制約などから、現行の積算基準をそのまま適用することが適当でないと考えられる場合には、建設資材等の設計単価（歩掛を含む。）については、積極的に見積を活用して積算するなど、施工地域の実態に即した実勢単価の機動的な把握に努め、適正な予定価格の決定を図られたい。

また、受注者に対し、工事請負契約書第 26 条「賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更」に基づく対応が可能となる場合があることを周知するとともに、「遠隔地からの建設資材調達に係る設計変更」及び「地域外からの労働者確保に要する設計変更」など、適正な支払いとなるように努めること。

6. 他の発注者との調整等について

災害復旧工事等の発注については、品確法第 7 条第 5 項において、他の発注者との連携を図るよう努めるとされているところであり、被災地全体の復旧・復興に資するよう、工事等について随意契約を行う際等には受注者側の履行体制に問題が無いかの確認等も行いつつ、被災地の発注者協議会の場などを活用して他の発注者と情報交換等を行い、発注の時期、箇所、工程等について適宜調整を図るとともに、被災地全体の資機材、労働者等の確保に支障が生じないよう配慮すること。

7. 被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用

被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、公共工事の目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者を活用するよう努めるものとする。

例えば、大規模災害発生時における公共土木施設等の被災又は変状等の情報の迅速な収集等を支援するボランティアとして活動するため、公共土木施設等の整備・管理等についての経験を有し、被害状況等についての一定の把握ができる等の知識を有する者を登録する「防災エキスパート」制度の活用が考えられるので、適切に対応すること。

8. その他

災害復旧工事等の迅速かつ確実な執行に当たって支障等がある場合は、適宜本省担当課に相談するものとする。

本マニュアルに示した対応は、既往の災害時にとった対応を踏まえた基本的なものであり、災害の状況等によっては、これらに加えて特例的な対応等を行うこともあるので、災害時に別途発出される通知等は遺漏なく確認すること。

本マニュアルの内容は、実際の災害時の対応等を踏まえ、必要に応じて、適時見直すものである。

参考

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）【抄】

（基本理念）

第三条 公共工事の品質は、公共工事が現在及び将来における国民生活及び経済活動の基盤となる社会資本を整備するものとして社会経済上重要な意義を有することに鑑み、国及び地方公共団体並びに公共工事等（公共工事及び公共工事に関する調査等をいう。以下同じ。）の発注者及び受注者がそれぞれの役割を果たすことにより、現在及び将来の国民のために確保されなければならない。

2～6 （略）

8 公共工事の品質は、地域において災害時における対応を含む社会資本の維持管理が適切に行われるよう、地域の実情を踏まえ地域における公共工事の品質確保の担い手が育成され及び確保されるとともに、災害応急対策又は災害復旧に関する工事等（以下、「災害応急対策工事等」という。）が迅速かつ円滑に実施される体制が整備されることにより、将来にわたり確保されなければならない。

9～15 （略）

（発注者等の責務）

第七条 発注者は、基本理念にのっとり、現在及び将来の公共工事の品質が確保されるよう、公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成及び確保に配慮しつつ、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、次に定めるところによる等適切に実施しなければならない。

一～二 （略）

三 入札に付しても定められた予定価格に起因して入札者又は落札者がなかったと認める場合において更に入札に付するとき、災害その他の特別な事情により通常積算の方法によっては適正な予定価格の算定が困難と認めるときその他必要があると認めるときは、入札に参加する者から当該入札に係る工事等の全部又は一部の見積書を徴することその他の方法により積算を行うことにより、適正な予定価格を定め、できる限り速やかに契約を締結するよう努めること。

四 災害時においては、手続の透明性及び公正性の確保に留意しつつ、災害応急対策又は緊急性が高い災害復旧に関する工事等にあつては随意契約を、その他の災害復旧に関する工事等にあつては指名競争入札を活用する等緊急性に応じた適切な入札及び契約の方法を選択するよう努めること。

五～九十五 （略）

2～4 （略）

5 発注者は、災害応急対策工事等が迅速かつ円滑に実施されるよう、あらかじめ、建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の三十七に規定する建設業者団体（第二十六条及び第三十一条において単に「建設業者団体」という。）その他の者との災害応急対策工事等の実施に関する協定の締結その他必要な措置を講ずるよう努めるとともに、他の発注者と連携を図るよう努めなければならない。

6 発注者は、災害応急対策工事等の迅速かつ円滑な実施に資するため、公共工事の目的物の被害状況の把握に関し、当該目的物の整備及び維持管理について必要な知識及び経験を有する者を活用するよう努めなければならない。

7 （略）

発注事務に関する運用指針【抄】

(令和 7 年 2 月 3 日 公共工事の品質確保の促進に関する関係省庁連絡会議決定)

Ⅲ. 災害時における対応

1 工事

1-1 災害時における入札契約方式の選定

災害時の入札契約方式の選定に当たっては、工事の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。

災害協定の締結状況や施工体制、地理的状況、施工実績等を踏まえ、最適な契約の相手を選定するとともに、書面での契約を行う。

災害発生後の緊急対応に当たっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な施工が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、工事の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

(随意契約)

発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、官公庁施設や学校施設の復旧などの緊急性が高い災害復旧に関する工事等は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約（会計法（昭和 22 年法律第 35 号）第 29 条の 3 第 4 項又は地方自治法施行令第 167 条の 2）を活用するよう努める。契約の相手方の選定に当たっては、被災地における維持工事等の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での施工実績等を勘案し、早期かつ確実な施工の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、施工体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

(指名競争入札)

災害復旧に関する工事のうち、随意契約によらないものであって、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものにあつては、指名競争入札（会計法第 29 条の 3 第 3 項又は地方自治法施行令第 167 条）を活用するよう努める。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似工事の施工実績、手持ち工事の状況、応急復旧工事の施工実績等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

また、必要に応じて品質確保のため施工能力を評価する総合評価落札方式を適用する。

(一般競争入札)

入札参加資格要件の設定に当たっては、工事の性格、地域の実情等を踏まえ、工事の経験及び成績や地域要件などを適切に設定するとともに、総合評価落札方式における施工能力の評価に当たっては、災害応急対策等の実績を評価するなど、適切な評価項目の設定に努める。また、競争参加者が比較的多くなることが見込まれる工事においては、手続期間を考慮した上で、必要に応じて、段階的選抜方式の活用にも努める。

1-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

災害応急対策や災害復旧に関する工事の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

(1) 確実な施工確保、不調・不落対策

(実態を踏まえた積算の導入等)

災害発生後は、一時的に需給がひっ迫し、労働力や資材・機材等の調達環境に変化が生じることがある。このため、積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に予定価格を設定する。遠隔地から労働力や資材・機材等を調達する必要がある場合など発注準備段階において施工条件を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

災害復旧・復興による急激な工事量の増加により特定の地域において既存の積算基準類と実態に乖離が生じる場合には、不調・不落の発生状況を踏まえ、市場の変化を的確に把握し、必要に応じて復興係数や復興歩掛を設定又は活用する等、実態を踏まえた積算を実施するよう努める。また、必要に応じて、不調随契や不落随契の活用も検討する。

(保険料の積算への反映)

作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等の被害が発生した場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する工事の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても必要に応じて的確に積算に反映する。

(指名競争入札におけるダンピング対策等)

低入札による受注は、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることが懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、指名競争入札を適用する場合は、状況を丁寧に把握した上で、確実かつ円滑な施工ができる者のみを対象とすることなどを検討する。

(前払金限度額の引き上げ等)

復旧事業を円滑に実施するために必要となる労働力や資材・機材等の確保を図るため、速やかに受注者へ前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら、前払金限度額の引き上げ等の適切な対応を実施するよう努める。

(2) 発注関係事務の効率化

(一括審査方式の活用)

発注者と競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避して、技術者や資材が確保された施工体制を整えている複数の企業により確実かつ円滑な施工が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用するよう努める。

(3) 災害復旧・復興工事の担い手の確保

(共同企業体等の活用)

工事規模の大型化や工事量の急増により、単体での施工が可能な企業数が相対的に減少することも想定される場合には、必要に応じて地域の建設企業が継続的な協業関係を確保することにより、その実施体制を安定確保するために結成される地域維持型建設共同企業体や事業協同組合等を活用するよう努める。

また不足する技術者・技能労働者を広域的な観点から確保し、被災地域における迅速かつ効率的な施工が確保されるよう、施工力・体制を強化するため、必要に応じて、災害からの迅速な復旧・復興に資する事業のために必要な能力を有する建設企業と地域の建設企業により結成される復旧・復興建設工事共同企業体を活用するよう努める。

(参加可能額の拡大)

担い手の確保と発注ロットの大型化による早期の復旧の実現という双方の観点から、今後の等級別の発注の見通しも踏まえ、必要に応じて、等級ごとのバランスに配慮しつつ、工事価格帯の上限を引き上げる措置の実施を検討する。

(4) 迅速な事業執行

(政府調達協定対象工事における適用)

平常時における政府調達に関する協定（以下「WTO 協定」という。）の対象工事は、一般競争入札（公開入札）に付することが原則となるが、災害時、緊急の必要により競争に付することができない復旧工事は、必要に応じて、WTO 協定第 13 条を踏まえた随意契約（限定入札）を適用し、早期復旧を実施するよう努める。

(WTO 協定の対象工事における手続日数の短縮)

WTO 協定の対象工事は、一般競争入札にあっては入札期日の前日から起算して少なくとも 40 日前に官報により公告することとされているが、急を要する場合は、その期間を 10 日に短縮することも認められていることから、現地の状況を踏まえ適切な手続期間を設定する。

(5) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

(事業促進 PPP 等による民間事業者のノウハウの活用)

災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督など一連の災害対応を迅速かつ的確に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP 方式※や CM 方式※等による民間事業者のノウハウを活用するよう努める。

特に大規模な災害において、発注者のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るとともに、事業費の適切な管理や地元建設企業の活用というニーズにも対応しつつ事業を実施する場合には、東日本大震災の復興市街地整備事業において実施された復興 CM 方式を必要に応じて参考とする。

※ Public Private Partnership の略

※ Construction Management の略

※参考：「東日本復興 CM 研究会の検証と今後の活用に向けた研究会報告書」(H29.3)

(技術提案・交渉方式)

復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ（ECI 方式※）等の技術提案・交渉方式を適用するよう努める。

※ Early Contractor Involvement の略

(工事の一時中止)

災害発生時には、工事目的物等に損害が生じ、又は工事現場の状態が変動したこと等により工事を施工できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。そのため、災害発生時には、その時点で施工中の工事に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。また、被災地域外においても、災害復旧対策の支援を実施するに当たり、技術者の確保など、各企業の協力が不可欠であることから、災害発生時には、受注者の意向も踏まえ、施工中の工事に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。

2 測量、調査及び設計

2-1 災害時における入札契約方式の選定

災害時の入札契約方式の選定に当たっては、業務の緊急度を勘案し、随意契約等を適用する。

災害協定の締結状況や履行体制、地理的状況、業務実績等を踏まえ、最適な契約相手を選定するとともに、書面での契約を行う。

災害発生後の緊急対応に当たっては、手続の透明性、公平性の確保に努めつつ、早期かつ確実な履行が可能な者を選定することや、概算数量による発注を行った上で現地状況等を踏まえて契約変更を行うなど、業務の緊急度に応じた対応も可能であることに留意する。

(随意契約)

緊急点検、災害状況調査、航空測量等、発災後の状況把握や、発災直後から一定の間に対応が必要となる道路啓開、航路啓開、がれき撤去、流木撤去、漂流物撤去等の災害応急対策や、段差解消のための舗装修繕、堤防等河川管理施設の復旧、砂防施設の復旧、岸壁などの港湾施設の復旧、代替路線が限定される橋梁や路面の復旧、ライフラインの復旧、官公庁施設や学校施設の復旧などの緊急性が高い災害復旧に関する工事等に係る業務は、被害の最小化や社会経済の回復等の至急の現状復帰の観点から、随意契約（会計法第 29 条の 3 第 4 項又は地方自治法施行令第 167 条の 2）を活用するよう努める。

契約の相手方の選定に当たっては、災害地における業務の実施状況、災害協定の締結状況、企業の本支店の所在地の有無、企業の被災状況、近隣での 53 業務実績等を勘案し、早期かつ確実な業務の履行の観点から最も適した者を選定する。

また、必要に応じて、発注者が災害協定を締結している業界団体から会員企業に関する情報提供を受け、履行体制を勘案し契約相手を選定する方法の活用にも努める。

(指名競争入札)

災害復旧に関する業務のうち、随意契約によらないものであって、出水期や降雪期等の一定の期日までに復旧を完了させる必要がある工事に係る業務など、契約の性質又は目的により競争に加わるべきものが少数で一般競争入札に付する必要があるものにあつては、指名競争入札（会計法第 29 条の 3 第 3 項又は地方自治法施行令第 167 条）を活用するよう努める。

指名競争入札を行う際は、有資格者名簿の中から、本支店・営業所の所在地、同種・類似業務の実績、手持ち業務の状況、緊急調査の実施状況等を考慮して、確実な履行が期待できる者を指名する。その際、過去の指名及び受注の状況を勘案して特定の者に偏らないよう配慮する。また、指名基準の公表等を通じて、透明性・客観性・競争性を向上させ、発注者の恣意性を排除する必要があることに留意する。

(一般競争入札)

入札参加資格要件の設定に当たっては、業務の内容、地域の実情等を踏まえ、業務の経験及び成績や地域要件などを適切に設定する。

2-2 現地の状況等を踏まえた発注関係事務に関する措置

発災後の状況把握や災害応急対策、災害復旧に関する業務の早期実施、発注関係事務の負担軽減、復旧・復興を支える担い手の確保等の観点から、災害の状況や地域の実情に応じて、発注関係事務に関して必要な措置を講じる。

(1) 確実な履行確保、不調・不落対策

(実態を踏まえた積算の導入)

積算に用いる価格が実際の取引価格と乖離しているおそれがある場合には、積極的に見積り等を徴収し、その妥当性を確認した上で適正に価格を設定する。また、遠隔地から資材・機材の調達や技術者を確保する必要がある場合など発注準備段階において作業条件等を具体的に確定できない場合には、積算上の条件と当該条件が設計変更の対象となる旨も明示する。

(保険料の積算への反映)

作業中の二次災害等により負傷、疾病、障害又は死亡等を被った場合の損害を補償するための保険の経費についても計上するよう努める。

特に、災害協定に基づく災害応急対策又は災害復旧に関する業務に従事する者の業務上の負傷等に対する補償については、会社役員の労災保険の特別加入や民間の災害補償保険などの法定外保険料を含めて必要に応じて的確に積算に反映する。

また、当該災害応急対策又は災害復旧に関する業務の実施について第三者に加えた損害の賠償に必要な金額を担保する保険契約の保険料についても、必要に応じて的確に積算に反映する。

(指名競争入札におけるダンピング対策等)

低入札による受注は、業務の手抜き、再委託先へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながることを懸念されるとともに、平常時と同等とは言えない競争環境であることも想定されることから、指名競争入札を適用する場合は、状況を丁寧に把握した上で、確実かつ円滑な履行ができる者のみを対象とすることなどを検討する。

(前払金限度額の引き上げ等)

業務を円滑に実施するために必要となる労働力や資材・機材等の確保を図るため、速やかに受注者に前払金を支払うことは重要であり、東日本大震災の復旧事例等も参考にしつつ、現地の状況等を踏まえ、関係機関と連携しながら、前払金限度額の引き上げ等の適切な対応を実施するよう努める。

(2) 発注関係事務の効率化

(一括審査方式の活用)

発注者と競争参加者双方の入札事務手続の負担軽減の観点に加え、特定の企業への受注の集中を回避して、技術者が確保された履行体制を整えている複数の企業により確実かつ円滑な業務の履行が行われる観点から、一括審査方式を積極的に活用するよう努める。

(3) 迅速な事業執行

(WTO 協定の対象業務における適用)

WTO 協定の対象業務のうち、発災後の状況把握や、災害時、緊急の必要により競争に付することができない業務は、必要に応じて、WTO 協定第 13 条を踏まえた随意契約（限定入札）を適用し、早期復旧を実施するよう努める。

(4) 早期の災害復旧・復興に向けた取組

(事業促進 PPP 等による民間事業者のノウハウの活用)

災害発生後、災害応急対策や災害復旧に関する工事の実施方針の決定や災害査定申請書の作成、業務の指導・調整、災害応急対策や災害復旧に関する工事の発注、監督・検査など一連の災害対応を迅速かつ円滑に実施するため、災害の規模や発注者の体制を勘案し、必要に応じて、事業促進 PPP 方式や CM 方式等による民間事業者のノウハウを活用するよう努める。

特に大規模な災害において、発注者のマンパワーやノウハウ不足の補完等を図るとともに、事業費の適切な管理や地元建設企業の活用というニーズにも対応しつつ事業を実施する場合には、東日本大震災の復興市街地整備事業において実施された復興 CM 方式を必要に応じて参考とする。

(技術提案・交渉方式)

復旧・復興においては、緊急度が高く、プロジェクトの早い段階から施工者のノウハウが必要となる工事の場合、早期の復旧・復興を実現するため、設計に施工者のノウハウを取り込む技術協力・施工タイプ (ECI 方式) 等の技術提案・交渉方式を適用するよう努める。

(業務の一時中止)

災害発生時には、現場の状態が変動したこと等により業務を履行できない事態の発生が想定される。また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となる。そのため、災害発生時には、その時点で履行中の業務に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。また、被災地域外においても、災害復旧対策の支援を実施するに当たり、技術者の確保など、各企業の協力が不可欠であることから、災害発生時には、受注者の意向も踏まえ、履行中の業務に係る一時中止措置に関し、適切に取り扱う。

3 建設業者団体・業務に関する各種団体等や他の発注者との連携

(災害協定の締結)

災害発生時の状況把握や災害応急対策又は災害復旧に関する工事及び業務を迅速かつ円滑に実施するため、あらかじめ、災害時の履行体制を有する建設業者団体や業務に関する各種団体等と災害協定を締結する等の必要な措置を講ずるよう努める。災害協定の締結に当たっては、災害対応に関する工事及び業務の実施や費用負担、訓練の実施等について定める。また、必要に応じて、協定内容の見直しや標準化を進める。

(他の発注者との連携)

災害による被害は社会資本の所管区分とは無関係に面的に生じるため、その被害からの復旧に当たっても地域内における各発注者が必要な調整を図りながら協働で取り組む。復旧の担い手となる地域企業等による円滑な施工確保対策についても、特定の発注者のみが措置を講じるのではなく、必要に応じて地域全体として取り組む。

地域の状況を踏まえ、必要に応じて、発注機関や各種団体が円滑な施工確保のための情報共有や対応策の検討等を行う場を設置する。

(被災状況の把握ができる知識等を有する者の活用)

被災状況の迅速な把握及び、その後の復旧工法の的確な立案のため、発注者は、公共工事の目的物の整備及び維持管理について必要な経験及び知識を有する者を活用するよう努める。

災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン（令和7年4月）（リンク）



https://www.mlit.go.jp/tec/tec_tk_000082.html

（国土交通省ウェブサイトに掲載）